地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月13日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

	1	1		
番	発 生	専決処分	損 害 賠	事件の概要
号	局 名	年月日	償の額	ずけの機安
1	環境局	29.11. 9	円 896 , 400	平成29年5月17日、宮前区************************************
2	環境局	29. 12. 27	円 118, 800	平成29年11月4日、多摩区************************************
3	中原区役所	29. 12. 4	円 117, 278	平成29年11月7日、中原区****** ****駐車場で、本市軽ライトバンが、駐車しようと後退した際、駐車していた被害者所有の原動機付自転車に接触し、破損させたもの
4	高津区役所	30. 1.12	円 251, 471	平成29年7月24日、高津区上作延600番地 先交差点で、本市公共応急作業車が、通過し ようとした際、右側から走行してきた被害者 運転の自転車に接触し、眼鏡を破損させ、及 び被害者を負傷させたもの
5	麻生区 役所	29. 11. 13	円 373, 266	平成29年6月26日、麻生区東百合丘4丁目 15番3号先路上で、本市道路パトロール車が、 方向転換しようと後退した際、右側から走行 してきた被害者運転の軽乗用車に接触し、破 損させ、及び被害者を負傷させたもの

			-	
6	消防局	29. 11. 13	円 122, 407	平成29年8月24日、被害者宅先丁字路で、 本市救急車が、右折した際、被害者所有の車 止めポールに接触し、破損させたもの
7	消防局	29. 12. 22	円 30, 240	平成29年10月31日、川崎区田島町3番3号 先路上で、本市消防車が、工事現場を避けよ うと右に寄った際、被害者所有の道路標識柱 に接触し、破損させたもの
8	消防局	30. 1.17	円 456, 265	平成29年12月9日、川崎区大師駅前1丁目 8番1号先路上で、本市消防車が、駐車しよ うと左に寄った際、駐車していた被害者所有 の普通乗用車に接触し、破損させたもの
9	環境局	29. 12. 26	円 21,600	平成28年12月6日、麻生区************************************
10	建設緑政局	29. 12. 26	円 1, 140	平成29年10月12日、富士見公園で、被害者 運転の自転車が走行中、破損していた車止め ポールに乗り上げ、当該自転車が破損したも の
11	建設緑政局	29. 12. 26	円 35,600	平成29年10月23日、被害者宅先路上で、根 元の腐食していた街路樹が倒れ、被害者所有 の建物の外壁を破損させたもの
12	建設緑政局	30. 1.17	円 425, 293	平成29年8月7日、宮前区馬絹2032番地先路上で、街路樹の枯れ枝が落下し、信号待ちのため一時停止していた被害者運転の普通乗用車を破損させたもの
13	宮前区 役所	29. 11. 15	円 254, 880	平成29年9月20日、被害者宅先路上で、本 市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ね た石が、駐車していた被害者所有の小型乗用 車に当たり、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案	議決	工事名	工 事 名 契 約 の 相 手 方		変更事項		変更理由
番号	年月日			変更前	変更後	年月日	
108	27.7.2	川 口 路 ツ 工 崎 自 西 キ 事駅 由 側 整 北 通 デ 備	東京都千代田区神田三崎 町2丁目5番3号 川崎駅北口自由通路新設 ・駅改良共同企業体 代表者 鉄建設株式会社 株式会社 株 株 様 大林 横成会社 大林組 株式会 養 路 株式会社 高 大本 自石 達	契約金額 2, 483, 928, 720 円	契約金額 2,548,194,120 円	30. 1.23	本に接ケへ影る事み予土に一るじよ変もま点の追う更てでJとよす一の響た期設定留つ部必たる更のた検点加増を行あ来のりるブエをめ間置だ鋼い存要こ増をで、の検等額あうる東協、鉄ル事避、中すっ矢て置がと額行あ目た口にのわも。日議近道等のけ工のるた板、す生にのうる視めの伴変せの

議案	議決	工事名	契約の相手方	変更事項	事項	専決処分	変更理由
番号	年月日			変更前	変更後	年月日	
103	28. 6. 16	川口C絡トデ備駅川区デアキ事西町連スン整	横浜市鶴見区末広町2丁 目1番地 JFEエンジ・JFEコ ンフォーム共同企業体 代表 エンジニアリング 株式 表を社 大下 会社 大下 元 構成 JFEコンオーム株式 会社 代表取締役社長 コンフォーム株式 会社 代表取締役社長 細谷 由光	契約金額 747, 073, 800 円	契約金額 769, 973, 040 円	29. 12. 27	リキとよ箇イーワの要たのうるペアののり所ン及イ増がめ変も。アン接協、のトびヤ工生、更のスデ続議接ジカ防ーのじ増をでいた。

議案	議決	工事名	契 約 の 相 手 方	変更	事項	専決処分	変更理由
番号	年 月 日	工 爭 石	关 形 的 相 于 刀	変更前	変更後	年 月 日	及文柱山
105	28. 6. 16	等 式 改 設々 野 築 備 財 氣 事	川崎下川崎区榎町9番1 3号 千代本 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	契約金額 766, 800, 000 円 完成期限 平成30年 9月28日	契約金額 768, 455, 640 円 完成期限 平成32年 12月15日	30. 1.22	で々球事て定いじ弱存さか対必たい延もまのう額わも関あ力場」、し廃り地在れら策要こ、長のた延経変せの正って築お初い物や等確こ追行生に期行あ工にのを行あ事等野工い想な混軟の認と加うじ伴のうる期伴増あうる

番	専決処分	LL.	
号	年月日	被告	請求の要旨
1	29.11. 8	****	市営住宅の使用料を3月以上 滞納し、本市の再三にわたる納付 指導にも応じない左記の被告に対 し、当該市営住宅の明渡し並びに 当該市営住宅の滞納使用料 204,240円、延滞金及び平成29年 6月27日から明渡済みに至るまで の使用料相当損害金月40,200円の 支払を求めるもの
2	29.11. 8	****	市営住宅の使用料を3月以上 滞納し、本市の再三にわたる納付 指導にも応じない左記の被告に対 し、当該市営住宅の明渡し並びに 当 該 市営住宅の滞納使用料 195,967円、延滞金及び平成29年 7月9日から明渡済みに至るまで の使用料相当損害金月27,000円の 支払を求めるもの
3	29.11. 8	****	市営住宅の使用料を3月以上 滞納し、本市の再三にわたる納付 指導にも応じない左記の被告に対 し、当該市営住宅の明渡し並びに 当該市営住宅の滞納使用料 323,841円、延滞金及び平成29年 8月3日から明渡済みに至るまで の使用料相当損害金月30,100円の 支払を求めるもの
4	29.11. 8	****	市営住宅の使用料を3月以上 滞納し、本市の再三にわたる納付 指導にも応じない左記の被告に対 し、当該市営住宅の明渡し並びに 当該市営住宅の滞納使用料 334,274円、延滞金及び平成29年 8月3日から明渡済みに至るまで の使用料相当損害金月27,500円の 支払を求めるもの
5	30. 1.16	****	市営住宅の使用料を3月以上 滞納し、本市の再三にわたる納付 指導にも応じない左記の被告に対 し、当該市営住宅の明渡し並びに 当該市営住宅の滞納使用料 226,870円、延滞金及び平成29年 10月12日から明渡済みに至るまで の使用料相当損害金月28,100円の 支払を求めるもの

6	30. 1.16	****	市営住宅の使用料を3月以上 滞納し、本市の再三にわたる納付 指導にも応じない左記の被告に対 し、当該市営住宅の明渡し並びに 当該市営住宅の滞納使用料 210,950円、延滞金及び平成29年 9月16日から明渡済みに至るまで の使用料相当損害金月19,300円の 支払を求めるもの
7	29.11. 8	****	市営住宅の権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び平成29年11月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月30,700円の支払を求めるもの